

〈特集〉東日本入会・山村研究会第6回研究大会  
講演II

## 未来につなぐ森づくりをめざして

遠藤克美（米川生産森林組合参事）

### はじめに

昭和53年4月より組合職員として、35年間、米川生産森林組合に勤めてきております。本日は、このような場を借りて、組合のこれまでの歴史や経緯などを報告し、皆様方にこれからの中川生産森林組合の方向性など、ご助言をいただければ幸いです。

さて、当組合では「未来につなぐ森づくりをめざして」を目標に、次の世代に引き継いでいただき為に、森林経営をおこなっております。当組合は、森林組合法によって、組合が村有林を借りて、出資して協業経営を行う組合です。また、中身は共有林や財産区と共に、旧入会林野からの編成替えというのが、ほとんどであります。

米川生産森林組合は、集落単位で資源を残そうとする、村民の山林への愛着心と、村民の福祉向上を目的に、選択された入会慣習が、残った組合の形です。全国的に、生産森林組合は時代の変遷と共に林業の不振組合員の高齢化等の理由で、赤字に苦しみ、厳しい経営環境が続いている現状です。

### 米川地区の特徴と歴史

登米市は、宮城県北部、岩手県との県境にある市です。いわゆる「平成の大合併」における登米郡8町と本吉郡津山村の合併によって平成17年に誕生した町です。人口85,000人余りで、世帯数26,700戸の町です。

米川地区は、登米市の北東部に位置し、北は岩手県、東は気仙沼市、南三陸町に接しており、米川地区の面積73.8km<sup>2</sup>と広く、その内85%以上を山林が占めています。また、米どころでもある登米市の中でも、米川地区は山間部で寒暖の差が大きく、冷たく、きれいな沢水や、地下水の清い水を使用している為、収量は少ないが、小粒でうまいのある、おいしい「ひとめぼれ」の米の産地で、自然豊かな地域です。

米川地区には、米川小学校、鰐渕小学校のほか、3つの分校がありましたが、時代の流れとともに過疎化が進み、人口減少で分校は廃止され、さらに合併後の平成21年に鰐渕小学校が米川小学校に統合され、現在地域内の小学校は、米川小学校1校のみとなり全校児童数は、70人となっています。

また、米川地区の世帯数も993戸で人口2700人の典型的な少子高齢化の過疎地域です。平成22年の国勢調査によると、65歳以上の人口割合を示す高齢化率は35.4%と、わが国全体の24%、登米市全体の28%と比べて、高い割合となっています。

米川地区内には、数多くの名所・旧跡・歴史的な建造物が多く点在しております。国の天然記念物に指定されている「集団生息・北限の源氏ホタル」や国の指定重要無形

民族文化財「米川の水かぶり」、市指定の「綱木之里・大名行列」など、先人から伝統的な文化を受け継いで、現在に伝えられてきています。

「米川の水かぶり」は、国的重要無形民俗文化財に指定され、米川地区五日町の集落で長い歴史と伝統を誇る火伏せの祭りです。毎年2月の初午の日に、おもに厄男たちがわらで作った、腰みのやかぶり物を見に付け、顔に墨を塗り神々の使いとなった男たちが、各家の戸口に用意された、桶の水を屋根にかけながら、町を走り抜ける奇祭です。「綱木の里大名行列」は、この地区が、「おいのがわら」と呼ばれていた昔、永禄7年 塙岡城主葛西民部小輔が八幡神社を再興した時に始められたと、いわれております。

米川地区は、「東北の長崎」と呼ばれ、多くのキリストン達が、この地で殉教しました。1956年に修道院兼教会として立てられた、米川カトリック教会があります。また、キリストン弾圧で120人が処刑され、殉教者40人が眠る海無沢、三経塚で行なわれる青空ミサには、多くの信者が訪れ、賛美歌や聖書を朗読し、殉教者の御靈をとむらって、毎年6月に「キリストンの里祭り」というイベントが開催されております。

米川地区の変遷についてご説明いたします。明治22年4月1日に狼河原村と鱒渕村が合併し米川村となり、昭和31年9月30日に米川村と錦織村が合併し日高村となりました。おりしも、米川生産森林組合設立が31年2月でありました。昭和32年5月1日に日高村と米谷町が合併し東和町となり、平成の大合併 平成17年に、九つの町が合併し登米市となりました。

## 設立経緯

昭和29年2月10日、米川中学校を会場に村民約350名が集り、開催された大会でした。町村合併促進の為の民意の集結もさることながら、藩政時代以来の愛林活動で育てられてきた、村民の山林への愛着心と生活への危機感が爆発したものと言えるのではないでしょうか。昭和28年以降の町村合併促進という流れの中で、合併せざるを得ない、水田地帯 町村農家との大きな経済的格差の事実を前に、村民大会では村有林の米川地区共有財産林設定という村民の悲願を議決事項の1つに決してきました。

村有林の共有財産林設定の先決が第一と見た村当局、村議会では合併問題に対処と同時に研究班を組織し、広く民意を反映させる顧問機関として、一般代表を参加させ総勢60名の合併促進協議会を設置しました。その一方、米川農協は独自に研究を進めた末、全村民を組合員とし、農協に地上権設定することが最良と主張し農協有林に理解を求めました。昭和29年、益々厳しくなる合併促進の動きと公有財産移動禁止法公布に一日も早い決断をせまっていた村当局、村議会でも運営方法につき確定的な方途を見出せないまま、一応 米川村農協に地上権を設定しました。

米川農協に地上権設定後も、村有林と村民福祉向上が結託しうる運営方法の模索を重ねていた村当局。議会では、一年に亘る研究結論として、森林法140条に基づく、生産森林組合の方向が最良と判断し、昭和30年米川村議会において、米川生産森林組合設立を議決し、設立準備会を広告しました。昭和30年12月 米川生産森林組合設立準備会開催し、設立発起人代表とし、及川哲夫氏を選出しました。後の初代生産森林組

合長であります。

昭和31年1月、米川生産森林組合設立総会が、米川中学校を会場に713名出席者を持つて開催され、経過報告・定款・規約・事業・収支予算・役員の選任が審議され、可決されました。県下12番目の創立でありました。米川生産森林組合設立認可は、昭和31年1月21日森林法の規程に基づき申請し、生産森林組合として設立認可をうけ、2月15日登記を行いました。3月7日地上権設定機関変更（設定期間定めなし）の登記がなされ、3月14日それまで米川農協が米川村と契約を結んでいた村有林の地上権に関する権利一切を米川生産森林組合が譲り受け移転登記も完了しました。かくして、全村民たる組合員の協同によって山林資源の増大を図り、組合員の生活と地位向上に寄与せしめんとの高邁な目的を掲げ、4年に亘る幾多の先輩の汗と英知の上に米川生産森林組合がスタートしました。

### 組織と経営

最高議決機関である総会があり、組合員696名であります。執行者としては、理事8名、監事2名で3年間の任期で、各行政区より1名ずつ選出しております。理事者の中より互選に伴い、正副組合長1名ずつ選出し就任なされております。職員としては、参考として今年度採用の職員を入れ2名の体制で組合業務全般に携わっております。また、現場については、組合員でもある、現場班長外専従2名おもに林産事業や保育管理関係であります。特用林産事業関係は、季節により有期労働者組合員の家族の婦女労務の方々が、携わっております。作業道管理事業関係は、おもに地元の建設会社などにお願いしております。

また、次のような下部組織があります。昭和44年3月に、米川生産森林組合山林協会連絡会ができて、4地区におのの山林協会を設置し、協会長を選出し全体で、43班をもち組合員全員で構成しております。組合事業計画に基づき共同して、その事業を実施し会員の福利増進を図ることを目的としております。造林事業に対する労務管理、森林の保育、森林火災、病害虫等、他の災害防除、総会開催関係の通知の配布取りまとめ等を行っております。

設立当時713名だった組合員数は、一時昭和42年の951名まで増加しましたが、地域の過疎化に伴って減少を続け、平成26年度現在、696名となっています。

組合の出資金は、昭和57年、平成8年の2度の増資を経て増加しており、現在では減少傾向にあります。平成26年時点での出資金総額は、4179万4千円です。一人当たりの出資金額も、設立当時の300円から増加してきており、増資を行った昭和57年からは3万円、現在の個人出資金額は6万円となっております。

経営状況について、木材の売上額は出資金の増加とともに増えており、これも現在では減少傾向にあります。負債処理の都合上、木材の単価が下落してきた昭和50年代に組合の木材売上を増やしてきたという歴史もありました。剰余金については、昭和43年ごろまでは、小額でしたが、昭和44年から47年まで、木材売上に伴い600万円代ほどありました。その後、豪雪害に見舞われ、経費の負担が多く、50年代に森林に対する

る経費投下などで昭和52年から57年まで欠損が続きました。また、組合員の増資計画があり、平成9年には2千67万円の剩余金でした。現在木材価格の低迷により、近年200万円弱の剩余金の推移となっています。

組合の経営上、欠かせないのが、市町村に支払ってきた地代金の存在です。組合設立時の昭和31年には、立木処分価格の25%として設定された地代金支払額は増減を繰り返し、これまでの最高額となった平成9年は737万6千円となっています。現在では、収益の15%を地代金として登米市に納めています。

組合経営林の状況は、設立当時、総面積932haうち広葉樹79%、用材林15%、採草地6%でしたが、58年間をへて、現在では総面積928haで、用材林が79%となり、総面積のうち590haは8歳級以上の森林で、立木総蓄積は175,000m<sup>3</sup>です。

組合の森林造成の指針は、昭和33年から5年ごとに編成されてきた、組合の森林経営計画によるものであります。第1次経営計画編成時から、年20ha皆伐の法正林施業を目指した用材林造成を掲げ、多いとき（昭和36年）には、年78haもの拡大造林を行うときもありました。

その指針が変わったのが、平成10年の第9次経営計画です。この計画から現在の12次計画までは長伐期択伐施業を掲げ、皆伐は行っておりません。なお、平成24年の林政改革に伴って開始された「森林経営計画制度」についてですが、当組合でも制度に適応した計画を作成し、全面積について認定を受けています。

用材林造成の経過と将来の目標についてご説明いたします。昭和33年より、第1期森林経営計画を編成し、今期第12期に入ります。これまでの造林面積が730haであり、立木総蓄積175,000m<sup>3</sup>であり、今後の造林目標は770haです。今年度は、森林経営計画に基づき42haの択伐を行い、約4,500m<sup>3</sup>の素材生産を目標に適正な森林管理を行い森林づくりを推進してまいります。

### 組合の事業展開の特徴

事業活動として、都市住民との交流イベントが主体の「市民ふれあいの森林」、企業からの支援事業の「ムラタの森」、山菜狩りと交流事業の「山菜の森」、子供達の森林学習体験の「米川小学校林」、舞茸等の自然栽培地「東和きのこの森」などがあります。

林産事業は、価値ある森林づくりをめざし、生産基盤である作業道を高密に開設し、森林管理及び搬出を高めると共に、列状間伐と普通間伐を組み合わせ、労働生産性の向上、素材生産コストの低減を図っております。

また、素材の多種多品目にも対応し、間伐、択伐材の有効利用を図りながら、地元製材所などへ素材供給を行うなど、材種に合わせた販売戦略を行っています。所有する高性能林業機械は、プロセッサー（イワフジG P35A）とスキッダ（イワフジロギングトラクターT40）があります。作業システムについては、択伐施業は、伐倒をチェンソーで行い、全木集材をスキッダで集材、山元土場まで運搬し、プロセッサーにて、枝落し、造材、配積を行う。そのため、林内には残存木が極めて少ないです。また、生産工程目標を掲げ、伐木で1人1日22m<sup>3</sup>、集材14m<sup>3</sup>、枝落し・造材等22m<sup>3</sup>の工程を目標にして、

実施しています。

高密路網については、昭和41年から現在までの48年間にわたって、路網を開設してきました。林業施策に係る高率助成事業を取り入れながら林道11,862m、作業道66,975mを開設するとともに、集材効率を高める集材路51,643mを開設し、路網密度はha当たり140mになりました。

特用林産事業については、25年前より取り組みを始め、当初は、シイタケ原木栽培、ナメコ、クリタケ等の原木栽培をし、その後、マイタケの廃菌床栽培に取り組みました。試行錯誤の上、現在は、マイタケ廃菌床を利用しての自然栽培を確立しました。スギ林にマイタケ培地を伏せこみ、覆土、木葉をかけ、除草などの管理を行い、発生を待つ状況です。自然発生ですので、より天然に近いマイタケの風味を味わっていただければ幸いです。市場には出ておらず、地方発送で申し込みを受けています。

特用林産事業で都市住民の方々と、春と秋に森林イベント行い、森林を開放して森林体験を通じて、森林と人とのふれあいを深めて頂いています。

二酸化炭素吸収量クレジット認定、販売事業も行っています。森林整備による二酸化炭素吸収量を企業などがクレジットとして購入し、企業活動などで発生した排出量を相殺したり、CSR活動に利用できます。当組合では、フォレストック協会認定の森林吸収源評価量6,017トン（登米市、米生森）認定とカーボンオフセット環境省の森林吸収源評価量2,329トンが認定を受けています。組合が所有する森林928haのうち間伐など整備を行って制度に適合する人工林を「森林管理等による吸収量」としてJ-VER制度申請し、認定を受けました。クレジットの販売収益は、米川生産森林組合自然との共生基金として積み立て、東日本大震災からの復旧、復興に向けて、自然環境の整備保全、集落対策（地域づくり）、生活環境の整備、地域の団体や人材育成および環境教育の支援、社会貢献活動の協力（企業等との連携支援）など5つの関連事業に有効に活用します。

組合還元事業として、組合員限定で、安価で春の山菜狩りや秋のマイタケ狩りを実施しており、毎回多くの組合員が参加しています。

## 米川地区と米川生産森林組合の活性化

米川地区には10行政区があり、少子高齢化で各自治会の運営も大変なことから、各自治会の運営費に助成金をしております。また、米川小学校が行う総合学習森林体験に、職員の指導支援をしています。加えて、米川小学校みどりの少年団活動経費の助成支援、米川地区消防団や老人会4団体へ助成金支援も行っています。

当組合では、平成20年から29年を第1期として、100年の森林ビジョンという計画を掲げております。背景として、従来行われてきた「林業経営」と、「地域環境」の保全という2つの視点から、新しい時代にふさわしい森林づくりを創造し、継承していくことが、当組合における人々に対する責務であるという認識があります。このように、林業生産のみならず地域環境を守り、緑豊かな森林を維持するため「100年の森林づくり」に向けて水と緑の回復、保全に取り組むという目標のもと、100年の森林ビジョンは立てられました。

この計画は、「緑の森林を次の世代へ」という基本理念のもと、荒廃が懸念される森林を守る「緑の保全」、長伐期により森林の質を高めたり、組合林のシンボルゾーンの形成を図る「緑の創出」、多くの市民が森林づくりへ気軽に参加し、活動を深めていくことができるよう、多様な森林づくりの開催、情報提供などを行う「緑の普及」、林内路網の整備などにより効率的な森林経営や間伐を進める「緑の継続」、これら4つの基本方針を定めています。当然のことながら、計画を推進していく中で、米川地区のさらなる活性化を実現していくためは、組合員となる地域住民の方々や、施策の推進や情報提供を行ってくださる行政の協力が不可欠です。各々がこのような役割を認識し合い、共同による取り組みを進めていく中で、当組合の存在意義も大きくなってくるものと思われます。

### 組合の課題

第1に、組合員の高齢化と減少です。米川地区の人口推移を考えても減少には歯止めがかかるない状態であります。組合独自の都市との交流や林業女子会などをきっかけに事業展開していますが、少子高齢化、人口流失は、官民一体となり進めて頂きたいところです。

第2に、事業の受委託の柔軟性です。生産森林組合の事業展開を見ても、ピンからキリまでの経営内容であり、力のある生産森林組合は、個人等からの事業委託の声も多くかけられます。ある一定の枠組みの中での、森林組合法93条の柔軟性を考える必要があるのではないでしょうか。

第3に、常時従事義務の緩和です。組合員の多種多様の職種や組合員の高齢化により、また、安全衛生管理面から、組合員の従事義務出役が困難な状況であり、常時従事義務の緩和を検討して頂きたいところです。

第4に、法人税及び地代金の減免です。市法人税については、市町村ごとに条例で定めており、鳥取県八頭郡智頭町では、森林情勢を考慮し法人町民税の減免措置を講ずることにより、生産森林組合の健全な育成を図るとしています。このことから市町村法人税の減免を検討して頂ければと思います。

また、前段でお話したとおり、当組合は市と地上権設定し地代（木材販売収入の15%）を支払っております。現在市の分収林条例では、皆伐に限り10%となっている状況です。この点についても、検討して頂きたいところです。